

令和7年度 お土産品開発 事業支援補助金

補助金を活用して お土産品を作ろう！

事業期間
令和8年
3.31迄

日本遺産「出雲國たたら風土記」の魅力や資源を活かしたお土産品の開発や改良により地域の活性化が見込まれる事業の経費を一部補助いたします。

対象事業

日本遺産「出雲國たたら風土記」をイメージさせるもののうち

- ① 通年販売、常温保存が可能な食品
- ② 工芸品（ジャンル不問）
- ③ その他情報発信・発展に資する産品

補助額

※千円未満切り捨て

【お土産品の新規開発の場合】

対象経費の10/10 上限20万円

【お土産品の改良の場合】

対象経費の10/10 上限10万円

補助対象経費

- ・コンサルタント費用
- ・原材料費
- ・調査分析費
- ・包装のデザイン料又は作成費
- ・その他会長が認める費用

補助対象者

島根県内に住所または事業所のある

- ・法人、個人、組織、団体
- ※以下に該当する団体等は除きます
- ・政治活動及び宗教活動を目的とするとき
 - ・暴力団その他反社会的な団体と関係を有す
 - ・以前に同一のお土産品に交付決定を受けたとき
 - ・その他適当でないときと会長が認めるとき

お申込み
お問合せ

鉄の道文化圏推進協議会（奥出雲町定住産業課内）

☎ 0854-54-2524

鉄の道文化圏推進協議会 🔍

